

## 災害時の石綿飛散防止対策について

大阪府環境管理室事業所指導課

### 1. 行政への通報等

※大阪府の大気汚染防止法担当部署にあった通報の一部

#### (1) 7月上旬の集中豪雨に関するもの

- ・ 裏山からの土砂流入により損壊した S 造又は RC 造の建築物の石綿が心配である。  
(7月23日受 北河内地域)  
⇒天井裏などを目視確認したところ、吹付物は無かった。  
補修工事の時は、事前調査を実施するよう指導した。

#### (2) 9月4日通過の台風 21 号に関するもの

- ・ 近隣の建築物周辺にスレートが散乱しており、アスベストの飛散が心配である。  
(9月6日受 北河内地域)  
⇒建物所有者に、飛散物についての適正保管・処理及び、解体時の注意事項を指導。
- ・ 近隣の建築物において、外壁が損傷し、繊維状の板が飛んできた。アスベストの飛散が心配である。  
(9月10日受 北河内地域)  
⇒現場確認したところ石綿非含有の木毛板であった。
- ・ 近隣の家の庭にアスベストと思われる繊維状の物が落ちており、心配である。  
(9月5日受 泉州地域)  
⇒現場調査の結果、石綿非含有のグラスウールであった。
- ・ 自宅の屋根が破損し、アスベストと思われる繊維状の物が露呈しており心配である。  
(9月18日受 南河内地域)  
⇒型番の調査の結果、石綿非含有のロックウールであることを確認した。

⇒ 幸い本年度、大阪府への通報案件については、吹付け石綿の飛散につながるものはなかったものの、2005年にクボタショックがあり、一般の方の石綿についての関心が高まっている中で、今後、災害時とは言え施設管理について所有者責任が問われてくるケースも考えられる。

### 2. 対策

- ・ 通常時から建築物等のアスベスト使用状況を調査するとともに、使用が確認された場合は早めの除去が重要である。
- ・ やむを得ない理由から、除去できていない建築物等については、発災後速やかに、建築物等のアスベストの露出状況等を確認するとともに、状況に応じた応急対応(シート等による飛散防止措置、立入禁止措置等)を実施することが重要である。